

製造物責任訴訟におけるアメリカ合衆国の国際裁判管轄

I はじめに

国際取引の増大によりますます多くの海外の製造業者や販売業者がアメリカにおける製造物責任訴訟に巻き込まれることになった。アメリカの連邦ないし州の裁判所が彼らに対して管轄権を有するか否かはこれらの外国の会社にとっては重大な関心事である。外国の製品は流通を通じて管轄州に到着し、当該地域における販売業者、卸売業者、小売業者によってアメリカの顧客に販売される。従って、多くの場合、外国の製造業者や販売業者は管轄州との間において直接の関係を有しておらず、管轄州に服するか否かについて明確な予想を有していない。しかしながら、これらの製造業者や販売業者は管轄州においてその製品を直接又は間接に販売することによって法的・経済的利益を受けており、他方でこれらの州は欠陥製品から住民を保護することについて利益を有している。従って、これらの製造業者や販売業者が管轄州における司法権の行使から免れることはしばしば不公平な結果となる。

州の司法権の及ぶ範囲については、アメリカ合衆国のデュープロセス条項（適正手続条項）¹によって制限されており、アメリカの裁判所は非居住者である被告の適正手続を保証するため一連の判決を通じてミニマムコンタクトの理論を発展させてきた。ストリーム・オブ・コマーンス（流通）の理論は管轄州との間において直接のコンタクトは有していないが、製品を通常の流通チャンネルにおくことで当該州における製品の販売から利益を得ている非居住者である被告と管轄州との間に存在するミニマムコンタクトを明らかにするために提唱されてきた理論である。

II ミニマムコンタクトの理論の起源及び発展

1 インターナショナル・シュール事件²

インターナショナル・シュール事件において連邦最高裁判所は州外の非居住者に対する州の司法権の行使に関する憲法上の制限について現代的なアプローチを行った。裁判所は、非居住者である被告に対する対人管轄権を行使するために送達がなされた時点において州境内に被告が物理的に存在することを要求するペノイヤー事件³において示された管轄に関する厳格かつ制限的な原則を捨て去り、被告が管轄州との間に「裁判の継続が公平と実質的な正義に関する伝統的な概念に違反しない」と言えるある種のミニマムコンタクトが存在する場合には、州は非居住者である被告に対して管轄権を有すると判示してミニマムコンタクトのテストを確立した。また、裁判所は、「会社が州内における活動を行う特権を行使する範囲において、かかる特権行使に対応する義務として、会社に対して州内での裁判を防御すべきことを要求しても不合理ではない。」と述べ、ミニマムコンタクトの理論を正当化している。

本件において裁判所は、被告（デラウェア州の会社）が、被告によって雇用された 11 人

から 13 人の販売員を通じて継続的、組織的にワシントン州内で注文を取っており、ワシントン州内の顧客に対して相当量の商品を定期的に送付していたという事実を根拠に、販売員の活動によって生み出されるコミッションに対するワシントン州の課税を支持するに十分な被告と州との間の実質的なコンタクトを認定している。そして裁判所は、デラウェア州の会社に対するワシントン州の裁判所の管轄権の行使は適正手続条項に違反しないとしている。

連邦最高裁判所によれば、管轄州との間における被告のコンタクトは、被告の活動の性質を基礎として、「公正及び実質的正義」の観点から評価されることになる。裁判所は、管轄州内における被告の物理的な所在を要求しておらず、その結果、州外の被告に対する州の管轄権のより柔軟で広範な適用に道を開いたことになる。しかしながら、「ミニマムコンタクト」の概念は文言上も非常に曖昧であり、州の司法権に服するか否かについて非居住者に対して明確な指針を与えるわけではない。その後の判決において、ミニマムコンタクトの概念と「公正及び実質的正義の概念」の関係についての発展がみられることになる。

2 マッギー事件

インターナショナル・シュー事件の後、アメリカの裁判所はミニマムコンタクトの要求を緩やかに理解し、非居住者である被告に対する管轄権の行使を拡張してきた。例えば、マッギー事件⁴では、連邦最高裁判所は、被告のカリフォルニア州との唯一の接点は、被保険者に対して郵便で保険契約の申し出だけであったにもかかわらず、非居住者である被告に対しカリフォルニア州の裁判所の管轄権を認めた。裁判所は、「裁判が管轄州との実質的な接点のある契約を基礎としている場合、適正手続条項のもとで、裁判所は非居住者である被告に対して管轄権を有する。」と判示している。裁判所は、管轄州との被告のコンタクトについて言及しておりミニマムコンタクトが重要な要素となっているが、本件においてはコンタクトは非常に限られている。裁判所は被告の管轄州とのコンタクトが継続的または組織的であったとは言っていない。保険会社が住民との接触を始め、裁判がその契約書を基礎とし、州が当該訴訟の対象について強い利害を有していれば足りるとされている。

管轄州との被告の接触を強調する裁判に代わり、本件訴訟において裁判所は管轄州の利害、原告の利益、証拠の所在場所、被告の不便などを強調している。裁判所はこれらの要素を検討し、「住民に対する有効な救済手段を提供する明白な州の利益」と管轄州で訴訟を提起する原告の利益は被告の不利益をはるかに凌ぐものであると結論付けている。

裁判所は、本判決は、非居住者である被告に対する州の管轄権の範囲を拡張しようとする司法的傾向に依拠するものであり、州の管轄の広範な適用は、「現代の輸送と通信」の発展によって、他州における訴訟の防御が非居住者にとって実質上より負担が少なくなっていることによって正当化されるとしている。

3 ワールドワイド・フォルクスワーゲン事件

マッギー事件における対人管轄の拡張傾向に対して、ワールドワイド・フォルクスワーゲン事件⁵においては、連邦最高裁判所は、非居住者である被告の保護と連邦制度についての検討の必要性を強調し、再度、非居住者に対する州の対人管轄権の行使を制限した。

被告にとってオクラホマで訴えられることは予見可能であったという原告の主張に対し、裁判所は、「予見可能性は手続保障の分析において重要な要素であるが、それは被告の製品が管轄州に到着するであろうという単なる可能性ではなく、司法権の行使を補強するものであって、管轄州において裁判に巻き込まれるという被告の合理的な予測である」とし、ハンスン事件⁶を援用し、被告が「管轄州で活動を行う特権を意図的に」働かせた場合に、被告は、当該州の裁判所に巻き込まれると合理的に予見することができ、管轄州の司法権の行使が合理的で適正手続条項に合致すると判示している。

そして裁判所は、他の州（ニューヨーク州）で被告が販売した車を、その所有者が一方的に管轄州（オクラホマ州）に持ち込んだ場合、車の所有者がオクラホマ州に車を持ち込むことが予見可能であったとしても、ミニマムコンタクトの要請を満たすには十分でないとして、ニューヨークのディストリビューター及び小売業者に対するオクラホマ州の対人管轄権を否定した。

ワールドワイド・フォルクスワーゲン事件における裁判官の多数意見は、ミニマムコンタクトに対する限定的な見方をし、オクラホマ州の裁判所の管轄を制限したが、同時に裁判所は、「管轄州の消費者によって購入されることを期待して、ストリーム・オブ・コマース（製品の流通）にその製品を置き、その結果管轄州の住民を負傷させた場合、会社に対して対人管轄権を行使しても適正手続条項のもとで権限を逸脱したことにはならない。」として、ストリーム・オブ・コマースの理論を認めている。

連邦最高裁判所は、ワールドワイド・フォルクスワーゲン事件の傍論においてストリーム・オブ・コマースの理論を認めているが、被告が単に商品を流通に置くだけで十分か、販売努力を意図的に管轄州に向けているという被告のそれ以上の行為を要求するののかについて明確な指摘はなされていない。下級審裁判所は、ワールドワイド・フォルクスワーゲンの言葉の解釈に悩み、その後の判例において一貫性のない結論を導いている。

ワールドワイド・フォルクスワーゲン事件では、裁判所は、ミニマムコンタクトのテストに加え、公平と合理性のテストという二段階の分析を行っている。公平と合理性のテストの要素としては、①被告の負担、②紛争を解決することについての管轄裁判所の利益、③簡易かつ有効な救済を受けることについての原告の利益、④紛争についての最も適切な解決を図るという州際間の司法システムの利益、⑤基礎的な社会政策を実現するための複数の州の分割された利益が検討されている。これらの複数の要素は、バーガーキング事件及びアサヒ事件においても言及されている。

4 バーガーキング事件

ワールドワイド・フォルクスワーゲン事件における州の管轄権を制限する適正手続条項

についての異なった見方を反映し、ワールドワイド・フォルクスワーゲン事件以降アメリカの裁判所は二つの異なった方向に進むことになった。また、ワールドワイド・フォルクスワーゲン事件以降もミニマムコンタクトのテストと公平ないし合理性のテストとの関係については明確にされていない。

バーガーキング事件⁷においてブレナン判事は、二段階の分析手法を用いて適正手続の分析に関する一般的な枠組みを確立した。ブレナン判事は、第一に非居住者である被告と管轄州のコンタクトについて検討する。適正手続条項の目的は潜在的な被告にとって管轄州で訴えられるか否かについての予見可能性を与えるものであり、もし被告が管轄州の住民に被告の活動を意図的に向けており、訴訟が当該活動によって又は当該活動に関連して発生した場合には、被告は管轄州で訴えられることについて公正な警告及び合理的な予見を与えられているとする。

また、ブレナン判事は、ワールドワイド・フォルクスワーゲン事件において述べられたストリーム・オブ・コマーシヤル理論を再確認し、「管轄州の消費者によって購入されるとの期待のもとに製品を流通に置き、その製品がその後管轄州の消費者に被害を与えた場合、裁判所が当該会社に対して対人管轄権を行使することは適正手続条項のもとで州の管轄権を逸脱したことはない。」と述べている。

ブレナン判事は、第二に、「被告が意図的に管轄州との間でミニマムコンタクトを確立したと判断された場合に、これらのコンタクトは、対人管轄権の行使が公正と実質的正義の概念に合致するか否かを決定する他の要素のもとで、さらに検討されなければならない。」とし、ミニマムコンタクトテストと公正及び合理性のテストの関係について、次のとおり述べている。

① ミニマムコンタクトがわずかなものであったとしても、公正さと合理性が強い場合には、裁判所は被告に対して管轄権を有する、②ミニマムコンタクトのテストを容易に満たすよう被告が意図的に自己の活動を管轄州に向けている場合には、他の要素により管轄が不合理であることを証明する証明責任は被告に移る、③被告が意図的に管轄州の内部で活動に従事し、ミニマムコンタクトの要件を満たす場合であっても、被告は、不公正さと不合理性を示すことで州の管轄権の行使を免れることができる。

このようにブレナン判事はミニマムコンタクトのテストの内容を明確にし、またミニマムコンタクトのテストと公平及び合理性のテストが相互に関係していることを示した。公平及び合理性のテストにおいて検討されるべき要素として、ブレナン判事はワールドワイド・フォルクスワーゲン事件において列挙された 5 つの要素を具体的に検討し、フロリダ州との間において実質的かつ継続的な関係が存在すること、及び管轄権の行使が不公平ないし不合理であることを被告が示せなかったことを理由に、被告に対するロング・アーム法による管轄権の行使は、適正手続条項に違反するものではないと結論付けている。

III アサヒ事件⁸

1 経過

1978年、原告ギャリー・ザーカーがカリフォルニア州でホンダのオートバイを運転中、事故を起こして重傷を負い、妻が死亡した。1979年9月、ザーカーと死亡した妻の子供たちは、台湾のタイヤチューブの製造業者であるチェンシン社及びカリフォルニア州の小売店であるスターリング社に対して製造物責任訴訟を提起した⁹。ザーカーは訴状において事故はチェンシン社の製造したタイヤの欠陥によって生じたと主張し、チェンシン社は相被告と、タイヤチューブに組み込まれたバルブの製造業者であるアサヒ（旭金属工業株式会社）に対して求償を求める請求を行った。アサヒは、カリフォルニア州において必要なミニマムコンタクトを有していないのでアサヒに対する対人管轄権の行使は合衆国憲法修正第14条の適正手続条項に違反するとして、チェンシン社の送達を争い、申立ての却下を求めた。ザーカーのチェンシン社及び他の被告に対する請求は最終的に解決し、チェンシン社のアサヒに対する求償請求だけがカリフォルニア州裁判所に残ることになった。

事実審の裁判所は次の事実を認定した。アサヒは日本における主要なタイヤ部品の製造業者であり、タイヤチューブの部品として使用するため、チェンシン社を含め複数の製造業者に部品を販売した。チェンシン社に対する販売はアサヒの総利益からすればわずかの金額であるが、アサヒはバルブ部品を日本から台湾に輸出することで、チェンシン社と10年にわたり相当量の取引を行ってきた。チェンシン社はバルブ部品を他の供給者からも購入し、最終製品をアメリカ合衆国を含め世界中に販売してきた。アサヒはカリフォルニア州との間の直接のコンタクトはなかったが、相当量の製品がタイヤに組み込まれた後にカリフォルニア州に持ちこまれている。アサヒはチェンシン社に売却されたバルブがカリフォルニア州に到着することを知っていたが、アサヒの社長は、「台湾でチェンシン社へ販売することによりカリフォルニア州で訴訟に巻き込まれることは意図していなかった。」と述べている。

カリフォルニア州の控訴裁判所¹⁰がアサヒに対するカリフォルニア州の管轄権を否定したのに対し、カリフォルニア州の最高裁判所¹¹は、構成部品の製造業者が、その構成部品が最終製品に組み込まれて管轄州で販売されることを知りながら意図的に製品を製造業者に販売した場合にはミニマムコンタクトの要求が満たされるとして、控訴裁判所の決定を覆した。裁判所は、①アサヒはチェンシン社を通じてかなりのビジネスをカリフォルニア州で行っており、構成部品を組み込んだ最終製品の販売によって間接的に利益を得ていること、②アサヒはその製品のいくつかがカリフォルニア州に到着し、カリフォルニア州の裁判所に訴えられると合理的に予見していたことを認定し、アサヒはカリフォルニア州と直接の関係性を有しておらず、バルブがカリフォルニア州へ到着する販売システムを作ったりコントロールしていたわけではないが、アサヒはカリフォルニア州と十分なコンタクトを有しており、アサヒに対する管轄権の行使は憲法上の適正手続条項に違反しないとした。

カリフォルニア州の最高裁判所は、さらに管轄権の行使が公平と合理性のテストを満足させるかどうかについて、第一に、外国の製造業者が州の安全基準に従うことを通じて消費

者の利益を保護することについて州が利益を有していること、第二に、法律の実施について州は利益を有しており、大部分の証拠が州内にある場合には管轄権を有すること、第三に、州は外国の判決との矛盾を選けることに利益を有していることから、負傷した住民への救済手段を直接提供する場合と比べれば州の利益はそれほど強くはないことを認めながらも、アサヒに対して管轄権の行使を行うことに対する州の実質的な利益を認めている。

2 連邦最高裁判所の決定

連邦最高裁判所は移送命令（Certiorari）を出し、カリフォルニア州の最高裁判所の判決を翻した。連邦最高裁判所は、バーガーキング事件の決定に従い二段階の分析手法を使い、カリフォルニアの裁判所が適正手続条項のもとでアサヒに対して管轄権を行使できるかどうかを検討している。

9人の裁判官は、カリフォルニア州がアサヒに対して管轄権を行使することは適正手続条項に違反するという事に同意しているが、商品が管轄州に到着することを知りながら流通に置くことがミニマムコンタクトテストを満たすかどうかという点については三つの意見に分かれた。オコナー判事は、4人の意見を代表し、アサヒはカリフォルニア州とのミニマムコンタクトを欠いていると判示した。ブレナン判事は別の4人の意見を代表しストリーム・オブ・コマーシの理論を認めている。スティブズ判事は、9番目の判事として、本件請求に関し管轄権の行使を認めることは被告に対して不公平なので、ミニマムコンタクトについての検討は不要であると述べている。裁判所の判決における意見の相違は、ストリーム・オブ・コマーシの理論及び非居住者である被告に対する州の司法権の制限についての異なった見方を反映するものである。

オコナー判事はミニマムコンタクトの基礎として、管轄州における被告の活動に焦点をあわせて検討し、被告が意図的に管轄州での活動を行う特権を利用した場合には当該被告を裁判に服させることも不合理ではないと判示し、非居住者である被告に対する対人管轄権の行使のためには、管轄州に意図的に向けられた被告の活動を基礎とする管轄州と被告との間の実質的な関係を要求する。オコナー判事は、継続的な商取引により商品が管轄州に到着することを知って商品を流通に置くだけでは、部品製造業者である被告がその活動を意図的に管轄州に向けた活動を行ったと結論付けるには十分ではないとし、管轄州の市場に向けられたその意図または目的を示す被告の付加的行為を要求する。このような被告の付加的行為として、①製品を管轄州の市場に向けていること、②管轄州で広告していること、③管轄州で顧客に対して定期的なアドバイスを提供するためのチャンネルを設立すること、④管轄州において販売員として活動することに同意した販売業者を通じて製品を販売していることをあげている。そしてアサヒはアメリカ合衆国の外でその部品を最終製品の製造業者に販売しており、カリフォルニア州に向けて意図的に製品を流していると評価し得るような付加的行為を何ら行っていないことから、カリフォルニア州裁判所のアサヒに対する対人管轄権の行使は適正手続条項に違反すると結論づけている。

ブレナン判事は、管轄州に製品が到着するであろうと認識しながら、ストリーム・オブ・コマー스에製品を置く以上の付加的な行為を被告がとることを必要とするオコナー判事のアプローチを否定し、「被告が製品を流通におく限りその製品が管轄州に到着することを予想しているのであり、管轄州における訴訟は被告にとって驚くべき事柄ではない。また、製品を流通においた被告は、被告が直接管轄州でビジネスを行っていたか否か、管轄州に向けられた付加的な行為に従事していたか否かにかかわらず、管轄州における製品の販売によって直接・間接に利益を得ている。」と論じている。ブレナン判事は、「ワールドワイド・フォルクスワーゲン事件において裁判所は、被告の製品が通常の販売チェーンを通じて管轄州に到着した事件と消費者が被告の製品を偶然管轄州に持ち込んだ事件とを注意的に区別している。」と指摘し、前者の場合ワールドワイド・フォルクスワーゲン事件では、一旦製品をストリーム・オブ・コマー스에おいた被告は、被告の製品が管轄州において消費者によって購入されるであろうという被告の予想を要求しているにすぎないとしている。

ブレナン判事は、また、ワールドワイド・フォルクスワーゲン事件において裁判所が、ストリーム・オブ・コマー스理論を適用しイリノイ州と直接の取引のない部品製造業者に対する司法権の行使を認めたグレイ事件を引用していることを指摘し、アサヒが販売システムの運営について知っており、アサヒがカリフォルニア州における販売から経済的利益を受けているという事実から、タイヤに組込まれてアメリカ合衆国の市場で販売されることを知りながらタイヤバルブを台湾に輸出することは、アサヒとその製品が最終的に消費者に損害を与えた州との間のミニマムコンタクトを認定するための十分な理由となるとしている。

スティブズ判事は、判決に同意し、もし管轄州の司法権の行使が不公正かつ不合理であれば、第二段目のテストによって管轄が認められないことになるので、第一段目のテストであるミニマムコンタクトの有無について検討する必要はないとしている。それにもかかわらずスティブズ判事は、部品が管轄州に到着するという単なる認識と管轄州の市場を意図的に利用することを区別するオコナー判事に反対し、ストリーム・オブ・コマー스의理論の適用場面において意図的な利用の有無を判断するためには、製品の量、価格ないしその危険性をもとに判断される憲法上の決定を要するとしている。そして、スティブズ判事は、毎年 10 万個以上の製品が数年間にわたって販売されてきたという取引からして、管轄州で販売された製品が世界中で販売される典型的な製品であったとしても、ミニマムコンタクトを満たすとしている。

ミニマムコンタクトについての判断においては裁判官の間で意見の相違があったが（ミニマムコンタクトを肯定する者 4 名、否定する者 4 名、ミニマムコンタクトについて判断しない者 1 名）、アサヒに対する対人管轄権の行使が不公正かつ不合理性であるという点（二段階のテストのうち公正と合理性のテスト）においては裁判所の意見が一致している。裁判所は、ワールドワイド・フォルクスワーゲン事件で定義され、バーガーキング事件で繰り返された 5 つの要素を検討し、次のように述べている。

第一に、本件においてアサヒに対するカリフォルニア州の対人管轄権を認める場合、アサヒは日本の本拠地からカリフォルニア州の裁判所までの長い距離を来なければならない、また海外の法制度の下で証拠を提出しなければならないなどアサヒに対する負担は非常に重いことになる。裁判所は、海外の法制度の下で防禦しなければならない特別の負担は、海外の被告に対するロング・アーム法上の対人管轄権の合理性を判断する際に重視されなければならないと述べている。

第二に、裁判所は原告と管轄州の利益について言及している。裁判所は、「ミニマムコンタクトが存在する場合には、原告及び司法権を行使する裁判所の利益は外国の被告に対して重大な負担を正当化することになる」と述べている。しかし、本件については、これらの利益は小さく被告に対する重大な負担を正当化することにならないとしている。

3 アサヒ事件の分析とその後の判決

アサヒ事件における求償請求の被告は、タイヤバルブの製造業者であった。製品は台湾においてタイヤの最終製品の中に組み込まれた後でアメリカに輸出された。このような部品製造業者は、最終製品の製造業者やアメリカ合衆国で販売又はマーケティングに従事しているアメリカの販売業者からすれば、アメリカの消費者ないし管轄州からより遠くの場所にいる。管轄州の外で構成部品が最終製品に組み込まれる場合、部品業者の管轄州とのコンタクトは非常に限定されたものとなる。従って、アサヒ事件以降の大部分の裁判所は、製造業者がより積極的に管轄州において活動している場合を除き、管轄州と製造業者との間のミニマムコンタクトを認めない傾向にある。

また、アサヒ事件以降の下級審は、管轄州の住民によって起こされた海外の部品製造業者に対する損害賠償請求であっても、管轄を認めるのに消極的である。Wilson 事件¹²と Felkirk 事件¹³においては、管轄州の住民又は会社が海外の部品製造業者を直接訴えようとしている事件であるにもかかわらず、裁判所は管轄権の行使を否定した。Felix 事件¹⁴においては、海外の部品製造業者は元の被告の求償請求により訴訟に巻き込まれたものであるが、元の原告の請求は未解決であった。これらの事件において管轄裁判所は居住者である原告に対して同一の裁判所において全ての紛争を解決するため、適切な管轄を提供することについて強い利益を有していた。しかし、裁判所はこれらのケースにおいても、アサヒ事件と区別せず、管轄権の行使を否定している。

部品製造業者と最終製品の製造業者の区別は、海外の会社をアメリカの訴訟に服させる唯一の基準ではない。いくつかの下級審の裁判所では、ストリーム・オブ・コマーンスに付加的な行為を要求するアサヒ事件におけるオコナー判事のアプローチに従い、オコナー判事が掲げる 4 つの要素について検討している。しかしながら、いかなる行為が司法的に十分な関係のある付加的な行為としての要件を満たすのかは、各事例における具体的な事実に依存している。

オコナー判事のアプローチに従う裁判所は、被告が海外の会社である場合には、オコナー

判事の主張する付加的な行為の存在をミニマムコンタクトを認定するための基準としている。例えば、**Dittman** 事件¹⁵において裁判所は、日本の会社がそのインディアナポリスの子会社を通じてインディアナ州で販売活動を行っていたことを根拠に日本の会社とインディアナ州との間の十分なミニマムコンタクトを認めている。**Benitez** 事件¹⁶において、第一巡回裁判所は、ブラジルの会社が、アメリカの販売代理人を通じてプエルトリコにおける販売活動を行っていたことを根拠に、ブラジルの会社に対するプエルトリコの管轄権の行使を肯定した。**Vermeilen** 事件¹⁷において、フランスの被告は、全国的なマーケティング網及びコントロール可能な販売チャンネルを通じてジョージアの市場を開拓していた。同様に**Tobin** 事件¹⁸において、オランダの会社はその製品をアメリカで販売するために、独立したアメリカの販売業者を使用していたが、第六巡回裁判所は、被告がその製品を全国的に販売するための販売システムを支配し、ライセンスを与えていたことを根拠に、司法権の行使を肯定した。

オコナー判事は、製品がストリーム・オブ・コマースを通じて管轄州に到着することを知らずながら販売したということに加え、司法権の行使を正当化する被告の付加的な行為を要求することにより、被告である製造業者に対する対人管轄権の範囲を限定した。しかしながら、アサヒ事件以降においても、いくつかの下級審裁判所は伝統的なストリーム・オブ・コマースの理論を適用し管轄権の行使を認めている。これらの裁判所は、ミニマムコンタクトの論点に関する裁判官の間のコンセンサスが存在しないことを強調し、アサヒ事件における最高裁判所の決定は、ストリーム・オブ・コマースの理論の継続的な有効性に関する下級審裁判所に対する明確な指針を提供していないとする。

ブレナン判事のアプローチ（被告がストリーム・オブ・コマースに製品を置き、当該州に製品が到着することを予想している場合は、それ以上の不可的な行為を要せずにミニマムコンタクトが認められるというアプローチ）をとる裁判所においても、その決定を補強するために管轄州における被告の付加的な行為を見つけるための苦労をしている。例えば、**Mason** 事件¹⁹における第七巡回裁判所は、その製品が管轄州に到着することを知らずながらストリーム・オブ・コマースに製品を置いた被告に対して、その製品を消費者の特定の仕様にあわせてデザインしており、その製品を社内の輸出者を通じて販売したことを認定した上で、対人管轄権の行使を認めている。**Smith** 事件²⁰においては、日本の製造業者はその製品をアメリカに輸出するために販売したが、損害を発生させた州への再販売又は輸出について何らのコントロール又は指示をしていなかったことから、テキサス州の連邦地方裁判所は、日本の製造業者に対するミニマムコンタクトは欠いているとしている。

このケースにおいては、被告以外の第三者が製品を管轄州に運び込んだという点においてワールドワイド・フォルクスワーゲン事件に類似している。ブレナン判事のアプローチにおいても、このような予期せぬ指示のない第三者の行動は、ストリーム・オブ・コマースの制限を超えるものである。**Hall** 事件²¹において、ウエストバージニア州の連邦地方裁判所は、日本の花火製造業者とウエストバージニア州との間の十分なミニマムコンタクトを認

めた。本件においては、日本の被告はウエストバージニア州と直接の関係は有していなかったが、このケースでは事故は花火大会において起こっており、日本の製造業者は花火師の仕事の範囲を知っていた。裁判所が指摘するように、本件ではストリーム・オブ・コマースのチェーンの中に仲介者が介在していないので、単にストリーム・オブ・コマースの中でリレーがなされる場合とは区別されるべきであると裁判所は述べている。Irving 事件²²及び Salinas 事件²³においては、外国の販売業者はその製品を直接管轄州の消費者及び販売業者に販売した。これらの被告は、製品の最終目的地を知っており、管轄州における製品の販売から利益を受けていた。これらのケースにおいて裁判所は、外国の製造業者がストリーム・オブ・コマースに製品を置いたことを根拠に十分なミニマムコンタクトを認定しているが、これらの製造業者は、製品を通じて管轄州との間において直接のコンタクトを有していたと言える。

IV マッキンタイア事件²⁴

2011年、連邦最高裁判所は、製造物責任における国際裁判管轄について重要な決定を行っている。事案は、ロバート・ニカストロが、マッキンタイア・マシーナリー・インク（「マッキンタイア」）によって製造された金属研磨機械の使用中に指4本を切断するという重傷を負ったとしてイギリスの会社であるマッキンタイア等を相手に訴訟を提起したものである。

ニュージャージー州の最高裁判所は、原告に対する傷害がニュージャージー州で発生していること、マッキンタイアはアメリカの販売代理店による販売に同意していたこと、販売代理店と一緒に廃棄リサイクル産業の年次大会に参加したことがあること、マッキンタイアの製品の最大4台がニュージャージー州で販売されたこと、マッキンタイアがリサイクル事業に関してアメリカとヨーロッパの両方で特許を有していることなどから、ニュージャージー州の裁判所は適正手続条項に違反することなくマッキンタイアに対して管轄権を行使することができる結論付けている。

これに対し、連邦最高裁判所のケネディ判事、ロバーツ長官、スカリア判事、トーマス判事は、多数派意見として次のように述べ、マッキンタイアに対するニュージャージー州の管轄を否定した。

「適正手続条項は、生命、自由および財産については合法的な権限の行使によってのみ奪われることができるという個人の権利を保護するものである。」「裁判所は、当該被告が、当該州との間において、当該訴訟の継続がフェアプレーと実質的正義という伝統的概念に反しないような十分なコンタクトを持っている限りにおいて、当該被告に対して判決に従わせることができる。」「一般的な原則として、主権による権利の行使のためには、被告が管轄州で活動を行う特権を意図的に利用し、その法律の利益と保護を享受したという何がしかの行為を必要とする。例えば意図的な不法行為のようないくつかのケースにおいては、被告はその法律を妨害しようとすることで、当然に州の権限に服することになる。本件のように、

製造物責任訴訟においては、被告による（管轄州の法律の利益と保護の）意図的な利用が、管轄権の行使を伝統的なフェアプレーと実質的正義の伝統的概念に合致させるのである。」

また、上記多数派意見は、アサヒ事件における判決で言及されたストリーム・オブ・コマースという比喻によって各裁判所の判断に混乱が生じていることを指摘し、管轄権の行使を正当化するミニマムコンタクトがないにもかかわらず、被告がその商品がかかる管轄州に到達するであろうと予期していたことや、管轄権を行使することについて州の強い関心があるというだけでは管轄権の存在を認めることはできないと述べている。

これに対し、ブライア判事、アリトー判事は、インターネット販売のような現代的販売方法が広がっている中で、多数派意見のような厳格な基準が妥当するのか疑問を示しつつも、本件のようにたまたま代理店が当該州内で一つの製品を売ったというだけでは、当該州とのミニマムコンタクトを基礎づけることにはならないとして、多数派意見の結論に賛成している。

一方で、ギンズバーグ判事、ソトマイヤー判事、ケイガン判事は、マッキンタイアがアメリカの展示会に度々参加し商品の出展を行っていること、1995年から2001年まで、マッキンタイア・マシーナリー・アメリカをアメリカ全土における独占的販売店に指名してアメリカ全土での販売を許すことで、アメリカ全土におけるマーケットを利用してきたこと、原告が指を4本切断するという重大な損傷を被ったとして訴える製造物責任訴訟においては、その損害の発生したニュージャージー州こそふさわしい裁判管轄であることを理由に、ニュージャージー州の管轄を認めるべきであると結論付けている。

マッキンタイア事件における連邦最高裁判所の意見は分かれているが、被告が当該州との間においてフェアプレーと実質的正義の概念に反しないような十分なコンタクトを有している場合にのみ裁判管轄が認められるという多数派の意見からは、今後の訴訟においてはアサヒ事件におけるブレナン判事の立場はとられず、オコナー判事のアプローチに基づき、ミニマムコンタクトの具体的な内容が探求されることになると思われる。

但し、アサヒ事件と同じく、マッキンタイア事件においても裁判官の意見が大きく分かれていることは重要である。交通手段やコミュニケーションツールの発達により、州の境界障壁がますます小さくなる社会においては、裁判管轄に関する伝統的な考え方が時代の変化に合わせて変更してくる可能性も十分にあると考えられる。

¹ 合衆国憲法修正第14条では、「いかなる州も、適正手続なしに、生命、自由または財産を奪うことはできない。」と規定して、アメリカ合衆国の対人管轄権の行使についての制限を定めている。

² 26U.S.310(1945). インターナショナル・シュー事件は、ワシントン州が、ミズーリ州のセントルイスに営業の本拠地を有するデラウェアの会社に対して、ワシントン州の失業者補償法に基づき販売員に対して支払われたコミッションに対する分担金の支払を求めてワシントン州にある裁判所に訴えた事件である。被告は、ワシントン州の会社ではなくワシントン州で営業を行っていない被告に対して、ワシントン州の司法権を行使することは合衆国憲法第14条の適正手続に違反すると主張した。

³ 95U.S.714(1877). ペノイヤー事件では、連邦最高裁判所は州の司法権の限界を画する二つの

根本的な原則を定めた。第一の原則は、各州は領域内に存在する人と物に対して排他的な司法権を有するというものであり、第二の原則は、いかなる州も州の領域外に存在する人と物に対して直接の司法権ないし権限を行使することはできないというものである。連邦最高裁判所は、州の司法権の州内にある人と物に対する独立した各州の権威に由来するものであり、憲法によって制限されると述べている。ペノイヤ事件におけるこれらの原則は、60年間以上にわたりアメリカの裁判所の決定に影響を及ぼすことになったが、設立州の境界を越えた会社の活動が増加するにつれて、裁判所は州外にある会社に対する管轄権を行使するため、「黙示の同意」、「会社の存在」、「州内での営業活動」などの擬制的な概念を発展させることになった。

⁴ 355U.S.220(1957). マッギー事件では、原告はカリフォルニア州の住民である息子が購入した保険の保険金受取人であり、被告は前の会社の保険義務を承継したテキサスの保険会社である。原告の息子は郵便による被告の申出に応じ保険に加入し、死亡するまで郵便によって保険料の支払を行ってきた。テキサスの保険会社が配当金の支払を拒否したため、原告はカリフォルニア州の裁判所に訴訟を提起した。カリフォルニア州の裁判所が原告勝訴の判決を下したため、被告はカリフォルニア州の住民に対して郵便によりただひとつの保険を結んだことを根拠に对人管轄権を認めることについて争った。被告は、カリフォルニア州の事務所や代理人を有しておらず、記録からする限り本件訴訟で問題となった保険契約を除きいかなる継続的な営業活動もカリフォルニア州では行っていないかった。

⁵ 444U.S.286(1980). ワールドワイド・フォルクスワーゲン事件において、原告は、ニューヨーク州でアウディの車を購入し、アリゾナ州に移住するため移動中、オクラホマ州において他車に追突されるという事故に遭い、事故の発生したオクラホマ州において、ドイツのアウディ、その輸入会社（フォルクスワーゲン・オブ・アメリカ）、ニューヨークのディストリビューター（ワールドワイド・フォルクスワーゲン）、ニューヨークの小売業者を訴えた。アウディとフォルクスワーゲン・オブ・アメリカはオクラホマ州の管轄に服したが、ワールドワイド・フォルクスワーゲン社とニューヨークの小売業者はオクラホマ州の管轄を争った。ニューヨークのワールドワイド・フォルクスワーゲンやニューヨークの小売業者がオクラホマの消費者に対して車の販売を行っておらず、オクラホマ州で販売活動も行っていないことを根拠に、合衆国憲法上、オクラホマ州はワールドワイド・フォルクスワーゲン及びニューヨークの小売業者に対して对人管轄権を行使することができないと判断している。

⁶ 357U.S.235(1958).

⁷ 471U.S.462(1985). バーガーキング事件では、全国的なフランチャイザーであるバーガーキングがミシガン州のフランチャイジーに対して、フランチャイズ契約違反及び商標権侵害を主張して、フランチャイザーの本店所在地であるフロリダ州の裁判所に訴えた事件である。連邦最高裁判所は、被告がフランチャイズ契約に服するという契約を締結したこと、フロリダの本店所在地において20年以上にわたりフランチャイザーにかなりの金額の支払を行ってきたことを理由に、被告とフロリダ州との間のミニマムコンタクトを認め、ミシガン州のフランチャイジーに対する管轄権の行使を肯定した。

⁸ 480U.S.102 (1987).

⁹ カリフォルニア州の上位裁判所は、①相当数のアサヒのバルブがカリフォルニア州で販売されていること、②アサヒは相当数のバルブをチェンシン社に販売していること、③チェンシン社は実質的な営業活動をカリフォルニア州で行っていること、④アサヒはカリフォルニア州で販売されるチューブにそのバルブが組み込まれることを知っていたことを理由に、アサヒがカリフォルニア州との間に必要なミニマムコンタクトを有しており、管轄権の行使は公平かつ合理的であるとしている。

¹⁰ 147Cal.App.3d30 (Ct.App.1985). カリフォルニア州の控訴裁判所は、自己の製造した部品が最終製品に組み込まれ、カリフォルニア州で販売されることについての単なる予見可能性ではアサヒがカリフォルニア州の裁判所で防御しなければならぬとする十分な根拠にはならないとし、カリフォルニア州の上位裁判所に対して召喚状の送達を破棄する命令を出した。

¹¹ 39Cal.3d35 (1985).

¹² 717F.Supp.525(W.D.Mich.1989).

¹³ 906F.2d369(8thCir.1990).

¹⁴ 196.Cal.App.3d106(Ct.App.1988).

-
- ¹⁵ 666 F. Supp. 1269 (N.D. Ind. 1987).
¹⁶ 857F.2d26(1st Cir.1988).
¹⁷ 975F.2d746(11th Cir.1992).
¹⁸ 993 F.2d528(6th Cir.1993).
¹⁹ 832F.2d383(7th Cir.1987).
²⁰ 680F.Supp.847(W.D.Tex.1988).
²¹ 699F.Supp.753(S.D.W.Va.1987).
²² 864F.2d383(5th Cir.1989).
²³ 903S.W.2d138(Tex.App.1995).
²⁴ 131 S.Ct. 2780 (2011).